

## 介護保険居宅事業者連絡会

### 【介護保険居宅事業者連絡会とは】

介護保険法に基づき東京都が指定する居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者等が相互に連絡調整し、介護保険居宅サービス事業及び介護予防サービス事業、居宅介護支援事業等に係るサービス内容の向上及び介護保険事業の健全な発展を図ることを目的に、平成12年11月に介護保険居宅事業者連絡会を設立。

「一人で抱え込まない」「一事業所で抱え込まない」をキーワードに、利用者を支える地域ケアのネットワークづくりを目指し、多職種・多機関参加による情報交換会や研修の開催を実施している。また、会員事業所の運営状況及び利用者の声をもとに介護保険制度を検証し提言活動を行っている。

### 【提言項目1】

#### 利用者のサービス抑制を防ぐために区分支給限度額を引き上げること

#### 【現状と課題】

平成21年介護報酬改定では新たな加算が創設されたが、区分支給限度額の変更はされなかった。利用者の中には事業所が加算を取得することにより区分支給限度額を超えてしまい、自己負担が増えたり、サービスの時間や回数を減らしている実態がある。

#### 【介護報酬改定後の取組み調査結果から】

- 「報酬改定により区分支給限度額を超えてしまい、サービスの時間や回数を減らした」と38.2%が回答している。
- 「報酬改定により区分支給限度額を超えてしまい、利用者の自己負担額が増えた」と52.0%が回答している。
- 介護報酬単価を上げた場合、当然重度介護の方は枠組みである区分支給限度基準額を上げないと、介護保険の枠内ではサービス利用が出来ない。
- 区分支給額が変わらないため利用回数が減ってしまったり、経済的に困難なケースが出てきてしまう。

#### 【提言内容】

利用者のサービス抑制を防ぐために区分支給限度額を引き上げること。

### 【提言項目2】

#### 介護報酬単価を引き上げること

#### 【現状と課題】

平成21年度介護報酬改定は3%のプラス改定とされていたが、加算中心の改定であったため、約半分の事業所は収入の増加に至らなかった。職員の処遇改善に取り組むためには、事業所の安定した経営基盤が必要であるため、介護職員処遇改善交付金を活用する一方、加算中心の改定ではなく、介護報酬本体の引き上げが必要である。

**【提言内容】**

加算や交付金による上乗せではなく介護報酬単価そのものを引き上げること。

**【平成21年度 緊急提言、意見提出】**

(1) 「次期介護保険制度改正に向けた提言～「介護報酬改定後の取組み調査」結果から～」

提出先 厚生労働省 老健局長

提出者 運営委員長 山田 禎一

日 時 平成21年8月7日

(2) 介護保険制度に関する要望書

提出先 厚生労働副大臣 長浜 博行

提出者 高齢者施設福祉部会長 高原 敏夫

センター部会長 今 裕司

介護保険居宅事業者連絡会運営委員長 山田 禎一

日 時 平成22年1月13日

### 【提言項目 3】

#### 実態に見合った地域区分・人件費割合の見直しをすること

##### 【現状と課題】

平成 21 年度介護報酬改定では、地域区分そのものの見直しは見送られ、特別区、乙地の報酬単価の上乗せ割合が改定された。地方と比較して人件費、諸物価、消費生活指数などが高い東京においては、高齢者を支える介護人材が極めて不足しており、報酬改定を受けても人材不足を大幅に解消することは困難である。

##### 【介護報酬改定後の取組み調査結果から】

- 地域加算は大都市部単価を抜本的に見直す必要がある。
- 町村部は「その他」の地域区分となっており、報酬改定で取り残されている。特甲地、乙地とは雇用情勢、物価水準と変わらないのに地域区分に反映されていない。
- 2度のマイナス報酬改定で厳しい経営状態の中、その分にも満たない。しかも加算でアップしたようにしてもマイナス分の補填にしかならず、また人件費率も現実とはかけはなれた設定で処遇の改善にはとても結びつかない。
- 地域係数について実態にあわせて設けるべきである。

##### 【提言内容】

大都市東京の人件費や諸物価に見合った地域区分・人件費割合の見直しをすること。

### 【提言項目 4】

#### 介護福祉士受験資格を現状の実務経験 3 年以上とすること

##### 【現状と課題】

平成 24 年度（平成 25 年 1 月に実施される国家試験）より介護福祉士資格取得方法が見直され、従来介護職員としての実務経験が 3 年以上あれば国家試験が受験できたところ、3 年以上の実務経験に加えて、国が指定する教育機関で 600 時間以上の養成課程が必要になる予定。600 時間以上の養成課程が必要となると、昨今の介護人材不足と逆行する状況になりかねない。

##### 【介護福祉士の資格取得意向に関するアンケート結果より】

- 介護の仕事を続けながら 600 時間の養成課程は無理である。介護の仕事をする人がいなくなると思う。現時点でも人手が足りないのに養成課程に行けることが難しい。休暇が取れない。
- 3 年間の業務実績の上、600 時間の養成で職場より離れることになると、介護福祉士を取得することは、現場においては困難となると思う。介護福祉士になろうとする人の減少が予測される。
- 2 級ヘルパーが大半（登録ヘルパー）であり、その方々に 600 時間を強いるのは無謀な制度。一斉にヘルパー職を去ることになるのではないか。
- 現在ホームヘルパーが不足していて事業所も手配に苦労している状態である。そんな中で 600 時間を生み出すのは、とても難しい。

##### 【提言内容】

平成 24 年度以降も現行どおりの実務経験 3 年以上の受験資格とすること。